

第2決算審査特別委員会（第1日目）

H19. 9. 18（火）10:00～

第一委員会室

○山口委員長、三上副委員長就任挨拶をする。

開 会 10:00

委 員 長

委員動静報告～全員出席。これより本日の会議を開く。本委員会に付託された事件は、認定第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、以上特別会計6件、企業会計1件の計7件となっている。次に審査の方法について協議する。日程については配付されている別紙日程表に基づいて進めることとし、終了時間については遅くとも午後4時をめぐり取り進めることでよい。か。（よし）異議なしと認め、そのように決定する。なお意見は討論の際に述べていただくことになっているので、質疑は簡潔に行っていただき、特に決算以外の質疑は行わないよう配意願う。また答弁については、部課長に限らず内容の知り得る方に行っていただきたい。次に市長に対する総括質疑については審査日程の最終日に予定しているが、審査の過程で特に留保したものに限ることによりか。（よし）そのように決定する。次に討論だが、付託されている全認定について一括して各会派代表の方等に行ってもらふこととし、その順番は、新政会、市民クラブ、公明党、公明党、日本共産党、窪之内委員の順とすることによりか。（よし）そのように決定する。なお各会派等から出された討論要旨については、後日事務局で一括整理し、議員にのみ印刷、配付することになっているのでご了承願う。最後に資料要求の関係で諮るが、予定される資料については手元に配付されている。これ以外で資料要求される方はその都度要求を願ひ、その必要性を会議に諮り、所管部局の都合を確認した上で決定したいと思うが、これでよい。か。（よし）そのように決定する。まず冒頭に資料要求される方は。（なし）なしと確認する。ここで監査事務局長から発言の申し出があったので、これを許す。

山本局長

決算審査意見書と決算審査の口頭報告に誤りがあったので訂正させていただく。決算審査意見書の訂正については議員の皆さんに文書で訂正のお願いをしているが、P8、実質公債費比率の平成17年度、16年度の比率の記載間違いで大変申しわけなかった。本会議で監査委員から訂正させていただくが11日の本会議の決算審査報告の説明中、実質公債費比率は18.9パーセントで改善されつつあると報告したが、実質公債費比率は3カ年平均で18.9パーセントとなり前年度の算定方法で算出した17.9パーセントと比較すると1ポイント上昇したが、変更後の単年度数値は年々改善してきているに訂正させていただき、あわせてお詫び申し上げる。以上で審査方法についての協議を終了し審査に入りたいがよい。か。（よし）それでは日程に従い審査を進める。

委 員 長

認定第6号 平成18年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委 員 長
岡部部長

説明を求める。建設部長。
（認定第6号を説明する。）以下、決算の詳細については所管課長から説明するのでよろしくお願いする。

三谷課長
委 員 長
酒 井

（認定第6号の詳細について説明する。）
説明が終わった。質疑はあるか。
① P434、435、赤字決算となっている。一般会計からの借入金を年度内に償還したというのが理由というのは当然だが、前年度までのやり方だった場合はどのよ

うな決算の数字になったのか伺う。

② P440、441、住宅使用料の調定額で現年度分が99.5パーセント、滞納繰越分でも15.1パーセントとかなり高い数字だが理由を伺う。

③ 本決算での家賃滞納による強制執行に至った件数、和解による解決など執行はされなかったが寸前までいった件数について伺う。

④ 駐車場使用料については予算では775区画だったが、決算ではどうだったか伺う。また路上駐車対策について、特に啓南や一の坂団地について進んでいるのか伺う。

⑤ P452、市営住宅管理費についてだが、修繕の基準がどのようになっているのか伺う。主なものは何か伺う。

⑥ P456、公営住宅建設費については江陵団地の1期工事と実施設計ということだが、ストック計画では江陵団地の建てかえについては先駆けて行うことでそのとおり示されたことだと思う。その後は黄金町団地、泉町団地という形が示されていたが、決算時においてこのような順番で行われると考えてよいか伺う。

⑦ 西5丁目団地について。予算のときはおおむね1、2棟を解体していくと示されたが、決算時において変わらないか伺う。

三谷課長

⑥ 現在のところ、ストック計画に基づいて江陵団地を平成21年度までに行い、平成20年度から黄金町団地の解体、21年度から建設という順序になっていたが、順序を変更し黄金町団地の前に泉町団地を平成20年度から建設する予定である。

⑦ 予算時は1棟10戸だったが開西団地及び江南団地で火災が発生しその解体、復旧工事に2戸分回したので、西5丁目団地の解体については10戸から6戸に変わった。

江口副主幹

① 一般会計から6,600万円借り入れして、それを返して本来であれば6,600万円の赤字だが、経費の節減、収納率の向上に努めて今回3,900万円の赤字決算となった。

② 職員もそうだが、集金に嘱託職員を1名雇って1、2カ月遅れの方を対象に日中、夜間と回っていただき収納率向上に努めた結果、99パーセント以上となっている。

③ 平成18年度は強制執行1件を行っている。

④ 当初予算では契約台数561件だったが、決算時には608件と47台の契約増になっている。路上駐車の関係は1戸1台の車を認めているが、2、3台所有されている方もいる。中には高齢で車を所有していない方もいるので、2台目、3台目にはそういったところを利用しており、路上駐車はなくなっていると思う。

⑤ 修繕の基準は入退去及び一般修繕とあるが、床や建材、ふすまの色があせるなど自然に劣化したようなものは修繕費として市で見ているが、入居者が故意に壁に穴を空けたり、柱等に傷をつけたものなどについては弁償していただいている。

三谷課長

⑥ 先ほどの答弁を訂正させていただく。建てかえについて泉町団地を先に行うと申し上げたが、黄金町団地は建てかえはしないで用途廃止をすることになっている。泉町団地の建てかえは解体を平成20年度から、建てかえは平成21年度から行うことでお願いする。

岡部部長

解体については、平成18年度は何10戸単位ということでは取り壊しは進めていないが、地域環境が悪いことから平成19、20年度でだいたいの取り壊しを終わらせたいと全力を挙げているところである。住宅の修繕の基準については基本的に

はない。普通に使用して劣化したものについては家主である市が対応するが、それ以外に穴が空いたとか物をぶつけて窓ガラスを割ったなどの場合はすべて入居者をお願いすることでやっている。

委員長

家賃滞納者のところで強制執行に至らない和解の件数があればとの質疑があったが。

万年主任主事

平成 18 年度では裁判までいった件数は 1 件なので、和解件数はゼロ件となる。

酒 井

① 裁判に至らなかったことで強制執行をかけるところまでいったら払ってくれたというような件数を教えていただきたい。一般的に和解といえば法的な和解ということで理解いただいたと思うが、そうではなくてそこに至らずにお支払いいただいた方というニュアンスで理解いただきたい。

② 一般会計からの借入金を年度内償還したことで赤字になったとことが監査委員からの意見書でも出されている。先ほどの説明では本来なら 6,600 万円の赤字になるとのことで逆にふえているような感じだが、このとおりの説明でいいのか伺う。詳しく説明願う。

③ 住宅料金を 1、2 カ月遅れている方に対して職員が回っているとのことだが、滞納されている方に対して特に配慮されている部分があれば詳しく説明願う。

④ 修繕の基準についてだが、例えば泉町団地は屋根部分が劣化しているところが多い。ある方がその部分が腐って雨漏りするので市に連絡して修繕してもらったケースがあるが、他でも穴が空きそうな部分が見受けられる。市に言ってもなかなか直してもらえないと言う入居者の方もいた。特に申し出がなければ修繕されないのか。修繕の基準について再度伺う。

江口副主幹

② 平成 18 年度決算で 3,900 万円の赤字となっているが、公住会計については住宅使用料で会計をまかなっており、それが不足して一般会計からの繰り入れ、さらには借り入れを行ってきたわけだが、その借り入れが年度をまたいでの借り入れで不適切との指摘を受けて今回 6,600 万円を返した。今までは歳入が少ないために借り入れをして歳入を補填した。今回返したので 6,600 万円の赤字になるが、3,900 万円の赤字ということで、差し引き 2,700 万円の住宅使用料の収納率の向上や経費の節減等に努めて少なくなったということである。

③ 中には払えない方もいるので納付誓約をして分納したりしている。平成 18 年度については納付誓約が 44 件、完納が 5 件、現在履行されている方が 38 件、誓約不履行が 1 件という内訳になっている。

三谷課長

④ 外部については屋根の鉄板が剥がれそうとか現場を見て危険なところを随時直しているが、内部については入居者の申し出がないとわからないところもあるので、電話などで聞いて対応しているところである。

委員長

他に質疑はあるか。

井 上

公営住宅の人气が非常に高いが、主要団地で待機者はどのくらいいるのか。

三谷課長

平成 19 年 3 月 31 日現在、多いところは銀川団地 30 名、みずほ団地 39 名、啓南団地 18 名、滝の川団地 17 名という状況である。

井 上

トータルでどのくらいか。

三谷課長

トータルで 130 名の待機者となる。

井 上

待機者の中で市外の人はいくらくらいいるのか。

三谷課長

資料が手元にないのでわからない。

井 上

① 130 名ということだが民間の動向はどうなっているのか。市役所の住宅政策をつくる上でいろいろ考えなくてはいけない。

- ② 団地の固定化というか、入っている人の流動がほとんどないがどう見ているか。住宅をどこにつくるかによって学校再編だとかいろいろな問題があるが、固定化、高齢化といったところがどうなっているのか伺う。
- ③ 130名の待機者がいるとのこととマスタープランによる江陵団地の建てかえなどが出てきているが追いつくのか。
- ④ 民間の住宅料が下がったのである程度バランスを取るために住宅料を改定できるのか。
- ⑤ この料金で建て続けると一般会計からの持ち出しがふえるのか。
- ⑥ 6,600万円の赤字を一般会計に返す手法がだめとの言い方をしたが、今まではよかったはず。会計上どのような指導を受けてこうなったのか。
- 三谷課長 ① 団地の建てかえは基本的には現地建てかえで、もう一つは中心市街地活性化計画に伴い街中に建てる方向も進めている。これについては現在ある団地から移転をかけながらやっていきたい。民間住宅の動向は何戸建て何世帯入っているかは調査していない。民間の共同住宅がふえているのでその動向も見ながら計画を見直していきたい。
- ④ 公営住宅は国の補助金を受けながらやっているの、国の指導があれば変えられるが市自体で改定はできない。
- ⑤⑥ これからの建てかえ計画のスピードと年度の戸数とを考えながら今後の収支の状況をつくった。平成18年度は一般会計から9,700万円を繰り入れているが、今後起債の償還も減り建てかえの戸数等を調整すれば、平成19年度は9,000万円、平成20年度5,000万円と減っていく見込みである。敷金基金についても今の収納率等を維持していけば年々償還していける見込みである。
- 岡部部長 ⑥ 6,600万円の借り入れについては、きちんと議会の皆さんに提案をして議決をいただき公営住宅が借りるというシステムでやっているの、違法性があるものではない。これまでは6,600万円を借りて3月31日で決算をし、4月1日以降5月31日までの出納閉鎖期間に一般会計に返すといった帳簿上の操作をして会計間の金のやり取りをしていた。ただこのやり方では単年度の公住会計の決算額がきちんと見えないとの指導が国や道からあり、それに基づいて年度内のことは年度内に処理をするということでこのような形になった。もし6,600万円借りていたらどうなるかとのことだが、単純に言うと市から6,600万円を借りて平成18年度中に返さなくてもよいので2千六百、七百万円の繰越金が出ることになる。収支を見やすくとの指導に基づいてこのような形になっている。
- 委員長 居住者の居住年数、それと市外からの申し込み数、マスタープランとの関係について答弁願う。
- 岡部部長 ③ 団地の編成方法によっては学校や地域も変わるのではという話だったが、基本的には泉町も江陵もある程度その地域の団地の集約はするが、その団地を100パーセントなくすことを考えているわけではない。例えば3団地に分かれているものをある程度集約して快適に生活を送れるように改築することで考えている。地域に根付いている方もたくさんいると思うので、そういったことを勘案しながら改築というか建てかえを進めていきたい。それが基本的なマスタープランとの考え方である。
- 江口副主幹 ② 入退去の件数は年間140件である。
- 井上 ① 現地建てかえを原則としているとのことだが、住宅というのは政策の上で非常に大きな問題で今の中心市街地の空洞化も今の住宅政策と絡んでいる。今まで

道あたりでは進めていたが、市でもようやく腰を上げて街中に住宅を建てるという方策が出てきた。その辺の政策転換を住宅マスタープランなどの中でやっていかなくてはいけないし、そのような方向性がまちづくりには必要である。今までにはそこができなかったが、今後はそういう方向性でいくのか。いろいろな意味でこれをどこにつくるかが大きな問題。学校の問題、地域間の問題もそうだし、江戸乙につくるか、東滝川につくるか、街中につくるかが大きな政策的なことにもなってくる。その辺のことが検討されているのか。流動的になっている団地と銀川団地のようにほとんど動いていないような団地もある。それはそれでいいが次の施策がなされなくてはならない。

岡部部長

② 先ほどの答弁で来年は5,000万円の繰り入れでいいようなことを言っていたが、この会計が自立した会計になっていくのか伺う。

② 公営住宅会計については自立に向けて着々と進めている。基本的には所得減免をしている方もおられるので、その分について一般会計からの繰り出しをもらうが、建設に伴って道から来るもの、交付税で入ってくるものについてはすべていただくことで、平成18年度は不足額が6,600万円あったが、それがどんどん減ってある程度自立ができるのではないかと考えている。ただ借入金、税源移譲の問題等もあり、なかなかゼロということにはならないと思う。待機者がいるからどんどん戸数をふやすということになると一般財源の繰り出しの数字が大きくなるので、トータル的に滝川市の財政を考えてやっていかなくてはと考えている。

三谷課長

① 住宅マスタープラン及びストック総合活用計画があり、住宅マスタープランが平成11年度、ストックが平成14年度策定ということで見直しの時期に来ている。来年度はこの二つを見直して今後の住宅政策等をすべてこの中に盛り込むことになっている。

万年主任主事

先ほどの市外からの申込者の件数だが、昨年度の申込全体件数が519件でそのうち市外からは88件となっている。

井 上
三谷課長

街中居住に切り替えるといった検討が平成18年度になされたのか聞いたが。

街中居住については元気タウン推進室が中心市街地活性化計画の中で街中に公営住宅を建設する方向で進んでいる。もちろん私も住宅関係の者とも協議をしてこの方向で行くことになっている。

委 員 長
窪 之 内

他に質疑はあるか。

① P440、441の住宅使用料について、滞納繰越が平成14年度と比較して大幅減となっている。先ほど納付誓約の件数の答弁があったがこれは平成18年度分ということで滞納繰越分を含んでいないと理解してよいのか。含んでいない場合は平成18年度に納付されなかった金額が約154万円で、17年度以前の滞納分の不納欠損が約1,383万円あるが、誓約どおりに納付されている件数と金額について伺う。

② 収入超過者が92世帯ということで決算書に示されている。収入超過者の使用料は割り増しで徴収していると思うが、金額はいくらで滞納世帯はいるのか。高額になった場合は近傍同種の家賃にできるとなっていると思うがそのような超過者はいるのか。収入超過者の場合は近隣への退去を促していると思う。決算書などを見ると退去した数字はゼロとなっているが確認する。

③ 住宅内での事故等で入居をためらうような部屋が出た場合、特別家賃という制度を採用しているところもあるようだが、そうした制度はあるのか。

④ 駐車場使用料は収入を駐車場の整備に使用する目的で導入されたと思うが、今年度そうした目的に使われた金額について伺う。

- ⑤ P442、443 で家賃の対策補助金が 55 戸となっているが、予算の段階では見晴の特定目的住宅の 15 戸分のみの計上だった。説明ではその他については税源移譲になったとのことだが、決算として 40 戸ふえているということは江陵団地の分かと思う。そういうことであれば何年度までそのような形で続いていくのか伺う。
- ⑥ P444、445 の一般会計の繰入金について、家賃対策補助金が税源移譲になったことで一般会計の繰入金の中には税源移譲の分も含まれていると思う。一般会計の繰入金の中身、家賃収入源に対する税源移譲分がどのくらいあったのか。それが 100 パーセント一般会計からきちんと繰り入れされているのか。所得減免分については一般会計の繰り入れになっているがその分はいくらか。途中補修や修繕をする目的での繰入金もあったと思うが、その他の繰り入れはどのような目的も含むと思うが、一般会計の繰り入れの中身について伺う。
- ⑦ P452、453 の補修費について、計画修繕は工事請負などで計上されていると思うが、平成 18 年度に行われた計画修繕ではない修繕をした戸数及び主な修繕の内容について伺う。窓がサッシでない団地とその戸数は。また計画修繕の対象となっているのか伺う。風呂が設置されていなくかつ集合浴場がない団地とその戸数は。道路から入る際に道路面と団地の地盤とにかなりの段差があり車両に傷を付ける可能性がある場合はどのような対応してきたのか。
- ⑧ 空き住宅の件については待機者数その他が示されたが、待機者が入居できた割合を伺う。キャンセルが少なくなったことでキャンセル数についても伺う。
- ⑨ 公営住宅から暴力団を排除するための指針が国交省から出て、それに基づいて一定の条例、要綱を規定したところが道内でも 4 カ所程度あると聞いている。誰を暴力団と認定するかは難しいのでこうした要綱を設けること自体が難しいと思うが、このことについて平成 18 年度中に検討したか伺う。
- ⑩ 先ほど平成 19、20 年度で取り壊しをほぼ終えたいとの答弁があったが、これは 5 丁目団地のことを言われているのか。それ以外に新興団地も 20 戸くらいあるが、これも含めた全体のことを言われたのか。
- ⑩ 公営住宅の取り壊しについては全体の話である。
- ③ 中には高齢の方で住宅内部で亡くなられた方もいるが、特別料金は設けていない。入居の際にはこういうことで亡くなったということを伝えており、中にはキャンセルする方もおられるが、今の段階では入居されている。
- ④ 平成 18 年度は銀川団地、啓南団地、一の坂団地で 236 万円を整備費として使っている。
- ⑤ 特定公共賃貸住宅 15 戸プラス江陵団地 40 戸の計 55 戸となっており、補助対象期間は 10 年間となっている。
- ⑥ 繰入金の内訳としては家賃対策補助 3,975 万円、家賃収入補助 2,146 万 4,000 円、福祉減額 600 万円の計 6,721 万 4,000 円が税源移譲等の金額で、これを超えた部分については一般会計からの純然たる繰り入れになる。
- ⑦ 窓がサッシでない及び風呂がない団地の戸数は後から調べたい。サッシが付いていない団地は泉町、緑町、開西、東町団地と数多くある。浴室のない団地も今申し上げたような団地がある。これらの団地は順次建てかえを行う団地であり、窓はサッシではないが傷んだところは取り替えをしていきたい。風呂については近くに浴場等を設置したところもあるので、建てかえまでは忍んでいただきたい。
- ⑦ 計画修繕でない主な修繕については、床落ち、結露防止が 2,166 万 6,000 円、雪害によるベランダフェンスの修繕が 46 件、284 万 3,000 円、換気フードの取り

岡部部長
江口副主幹

三谷課長

江口副主幹

	替えなど細かいものがある。
岡部部長	⑦ 道路から団地に入る部分の段差については、場所がよくわからないので何とも言えないが、滝の川にも1カ所そのような場所があるので来年度道路工事に伴って整備をしたいということでそのような形で対策を取っていきたい。
委員長	残っている質問が暴力団排除条例、待機者の割合、キャンセル数、収入超過者の割り増し分、平成17年度以前の滞納の関係についてがあるが。
万年主任主事	① 住宅使用料の納付誓約の関係については、滞納繰越分も含んでいる。 ② 収入超過者の割り増し額はほぼ近傍同種家賃と同じくらいの額がかかっており、団地によっては2,000円から5,000円の差額が出るところもある。収入超過者、高額所得者のうち滞納のある方はいない。高額所得者のうち退去の件数は1件で、特別公共賃貸住宅に移っていただいている。
三谷課長	⑨ 道から調査の依頼が来ているが、本市としては具体的に排除の検討はしていない。今後は道や他市の状況を見ながら検討していきたい。
委員長	待機者の入居割合とキャンセル数については調べに行っているようなので、このまま進める。
窪之内	一般会計の繰り入れについてはよくわかった。平成19、20年度の9,000万円、5,000万円の見込みというのはこうしたものを含めての金額で、本当の意味での一般会計からの繰り入れではないと思うが、税源移譲分や減免分を含んでいると思うがその辺を伺う。窓のことはわかったが、建てかえ計画と言えは10年後という形になる団地もあるので、公営住宅会計の今後の収支の見通しの中で検討する必要があると思う。集合浴場のある団地はいいが、集合浴場なくて風呂がない団地も江部乙等にある。これらについて対策を考えているのか。段差については北辰団地のところで何カ所かある。1カ所は1回砂利を入れている。もう1カ所は何回砂利を入れても沈んできてしまうので、その辺の対策については後でお話しさせていただきたいのでよろしく願います。答弁は一般会計のことだけでよい。
三谷課長	一般会計繰入金には税源移譲分を含んでいる。家賃対策補助金、家賃収入補助金、福祉減免などの分を含んでいる。
委員長	他に質疑はあるか。
田村	滞納者についてだが、契約の際に必ず連帯保証人を取っていると思う。連帯保証人には滞納額の確認、通知、請求を行っているのか。
江口副主幹	保証人に督促、催告等行っている。
田村	保証人に連絡しても何も改善されないということは保証人も借りている人も悪質だと判断した場合、それは何件で金額はいくらか。
江口副主幹	保証人にも文書等で通知しているが、納付誓約件数44件のうち連帯保証人までという内訳については調べていない。
田村	家賃請求の時効は5年とのことだが、今まで時効になった額はどのくらいあるのか。
万年主任主事	平成18年度の不納欠損については82件、565万510円となっている。内訳としては平成12、13年度分が該当になっている。
田村	役所だから5年経って取れないのでしょくないと大したトラブルもなく落としているが、民間ではこういうことはありえない。裁判、連帯保証人を含めて収納率向上にもっと努力しなくてはならないことを申し添える。
委員長	他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよい。(よし) 以上で認定第3号の質疑を終結する。この後の日程は勤労者福祉共済特別会計だが、所

管の準備ができるまで暫時休憩したい。再開は午前 11 時 40 分とする。

休 憩 11 : 37

再 開 11 : 41

委 員 長

休憩前に引き続き会議を再開する。

認定第 4 号 平成 18 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

委 員 長

説明を求める。経済部長。

中嶋部長

(認定第 4 号の詳細について説明する。)

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内

① P401、交通災害共済掛金については団体割引がなくなっているのか伺う。金額で割ってみると割引があるように思えるが。

② 事務概要 P38 に事業所の現在数が載っているが、平成 18 年度内の加入、脱退の事業所数と人数、脱退した理由について伺う。いろいろ周知をしていると思うが、加入をためらう理由について伺う。

吉井課長

② 平成 18 年度の事業所数は新たに加入したのが 2 件、脱退したのが 8 件ということで 6 件の減で、加入者については 144 名の減となっている。脱退の理由については廃業が多いが、大口の脱退もあった。滝川以外にも支店を持っている会社だが、会社に出向いて社長とも話をしたが、滝川で入ってほかで入っていないことで公平性を保つために今回抜けさせていただくということだった。PR 方法については年 2 回の広報、事業所等への訪問なども行っているが、経済状況、企業の経営状況などもあってなかなか増加には転じない。ただトータルの加盟会社が 100 を超える企業にこの制度を利用していただいているので、何とか勤労者福祉共済の恩恵といったものが事業者にわたるように頑張りたい。

高橋主任主事

① 前年度から引き続き加入されている方はこちらで交通災害共済に再共済するが、新規に入られる方で町内会などで既に入っておられる方についてはこちらでは掛けないので、その分を割り返した分が少なくなっていると思う。割引とかは特にない。

委 員 長

他に質疑はあるか。

酒 井

① P396、397、運営審議会について伺う。これまでの答弁ではこうした制度は中小企業にとって非常に有益な制度なので続けていくとのことだったが、決算時点において運営審議会の中でどのような話し合いが行われたのか伺う。

② 先ほど PR 方法についての説明があったが、この共済を用いて協力してくれる商店や割引などの部分について訴えかけをどのように行ったのか伺う。

中嶋部長

② 加入者の福利厚生や特典ということで、特に第三セクターの施設、ふれ愛の里はグリーンズとの交渉で入浴料金を大人 100 円割引、子供 50 円割引、タックボウルについてはワンゲーム 100 円割引、伝習館については入浴料金が大人 350 円と安いので 50 円割引、子供についても 250 円を 50 円割引、振興公社で経営している市民ゴルフ場については、土日、祝日については 500 円割引、カートについても 300 円割引ということで、福祉共済の担当者がいろいろなところへ出向いて何とか福利厚生制度に協力をお願いした経過がある。平成 18 年度においてすべてこのような割引制度を設定しているが、一般商店についてはまだ深くやっていないのが現状である。

吉井課長

① 運営審議会では共済加入の脱退状況、これからの予定などについて説明させていただいている。もっとも議論になるのが共済の加入促進についてで、部長の

説明にもあったが、いろいろな施設の利用割引の関係、加入することによっての企業、従業員のメリットをもう少し加えてPRしていけば拡大につながるのではという話が委員間で行われている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし) 質疑の留保はなしと確認してよいか。(よし) 以上で認定第4号の質疑を終結する。昼食休憩とする。再開は午後1時とする。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。

認定第3号 平成18年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長

説明を求める。建設部長。

岡部部長

(認定第3号の詳細について説明する。)

千葉室長

(認定第3号の詳細について説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

① P352、353、使用料については、調定額、収入額ともに減少していることで監査による審査意見書で見ると、平成14年度は8億6,622万円だったものが平成18年度は8億3,283万5,000円ということで減少し続けているが、これをどう見るか説明願う。

② P362、363、資本費平準化債についてだが、この数字も予算時とかなり違うが、決算時において今後の推移をどのように見ているのか伺う。

③ P374、375、公債費については、審査意見書では微減を続けており若干余裕があるようだが、この点について説明願う。

④ P368、369、流域下水道施設の市町村負担については、北海道が負担してきた起債の元利償還に相当する資本費について平成19年以降に更新事業の3割を負担してほしいということで年度内にも覚書を締結する運びとの説明があったと思うが、その中では今後10年間に6市4町で五、六千万円の負担増がされるだろうとの答弁があった。決算時において北海道との覚書についてどのようになっているのか伺う。

赤松事務主任

②③ 今年度17億円の公債費の償還があったが、このうち平準化債は6パーセントを占めている。今後の償還に対する部分については平成15年度がピークで18億円が返済されているが、それ以降17億円で緩やかに推移してきている。平準化債は償還部分については平成20年になって平成16年に借りた平準化債の拡大分6億円の償還金の返済が始まり、平成20年以降は公債費の支払額の約10パーセントを平準化債の支払いが占めると見込んでいる。市債についてだが、今回資本費平準化債は補正予算が組まれており、当初予算に比べて3,410万円減の補正をしている。これについては昨年からの繰越金1億1,700万円を財源譲渡することで平準化債についての借り入れの補正をしたところである。

岡部部長

④ 確かに北海道の下水道施設について、新規についてはすべて北海道が行うが、更新工事といって今あるものを再整備するものについては一部負担をお願いしたいということで私ども構成6市4町が資本費の一部負担をすることで調整が整っている。単純に言えば今更新工事をしていただかないと修繕料がふえるので、そういうことから我々は負担すると考えている。各市町村に負担を求めるのではなく流域下水道組合で負担を整理できないか調整中で、平成20年度から負担が出る可能性はある。

上田主査

① 調定額は平成17年度に比べて848件、水量で3万8,800トンくらい減少して

酒 井

岡部部長

委 員 長

窪 之 内

おり、金額的にも1,070万円くらいの減と推移していることから減少していると
とらえている。

流域下水道組合を通して滝川の負担がふえて利用料に跳ね返ることも考えられる
が、そのようなとらえ方でよいのか。

私どもとしては流域下水道の組合長が市長なのでいろいろ相談しているが、経費
を圧縮して費用を出し、新たに各市町村に求めることはしない方針を立てている。
他に質疑はあるか。

① 単年度の収支として見た場合で伺う。平成17年度の場合は平成16年度から
の繰り越しが6,900万円に対して単年度独自で見れば4,800万円ほどの黒字にし
て平成18年度へ1億1,700万円を繰り越した。平成17年度からは1億1,700万
円の繰り越しがあったが、実際に平成19年度に繰り越しできるのは2,966万円と
いうことで、先ほど繰り越しがあったから起債をしなくてよかったとの話もあつ
たが、繰り越し金額が実際には前年度から減ったということは単年度だけ見ると
赤字ととれる。これについては予算の範囲内で平成11年度と比べて必ずしも経営
自体が悪化したわけではないと見ていいのか。平成18年度からの繰り越しは
2,900万円くらいしかないので、平成19年度が大変なのでは考えられるが決算全
体をどのように見たらよいのか伺う。

② P363、備考欄に1億4,130万円の特別措置分がある。これは交付税の不足分
を措置するもので20年償還と聞いていたが、この事業債の許可条件、償還条件に
ついて伺う。

③ 不納欠損金についてだが、審査意見書のP36に平成14年度から平成18年度
にかけての不納欠損金額が出ている。平成14年度から平成16年度までは300万
円台だったのが、平成17年度は一気に600万円台、平成18年度は1,000万円台
にふえている。これは水道企業会計が中空知広域水道企業団に移行したこととも
関係するかもしれないが、ふえた要因について伺う。

④ 料金は水道、下水道と一緒に請求となっており、滞納者が納入する場合に水
道料金と下水道料金が何か一定の割合で按分されているのか。それとも水道料金
を先に納めることになるのか。滞納金額が入金されたときの按分について伺う。

赤松事務主任

② 特別措置分の起債分については、平成13年度までに許可された起債について
は50パーセントの交付税バック、平成13年度以降の許可債については45パーセ
ントの交付税バックということで来ていたが、平成18年度からについては交付税
の算定方法が50パーセントだったものが42パーセントに、45パーセントだった
ものが37パーセントということで減率されている。国はこれに対して各地方自治
体で旧式と新式で交付税を計算して不足額が生じた場合、平成17年度の起債分ま
でについては旧年度と新年度の比較をして差額が生じた場合は差額分を特別措置
分の起債として発行することを認めている。その償還が始まって後日交付税で財
政措置をするという約束がされている。これは20年の期間で借り入れを行い、3
年据え置きとなっている。

① 繰越金は平準化債の部分で出しており、果たしてそれを償還するときはどう
かということを経済した結果、借り入れを少なくすることである。一つの
指標としては資本費の回収率ということで単年度の収支を比較できる。これは汚
水の資本費に対してどれだけ使用料を投入したかということだが、平成16年度は
65.6パーセント、平成17年度は67.1パーセントと少し上がり、平成18年度は
64.3と落ちており、必ずしもいい状況ではないと思われる。

- 上田主査 ③ 審査意見書の平成 18 年度の不納欠損額 1,052 万 72 円についてだが、下水道使用料については決算書 P353 の不納欠損額（滞納繰越分）950 万 9,533 円で、差し引きの分は下水道受益者負担金の分が含まれている。水道の分がここには記載されていないが、平成 18 年度は約 988 万円を不納欠損処理している。水道が 1,000 万円を不納欠損処理したいということで予算措置しており、水道の 988 万円に合わせて下水道も同額の 950 万円を不納欠損処理したという内容である。
- 尾崎主査 ④ 未納分の納付があった場合、例えばお客さんが 1 万円を持ってきた場合にどちらに入れるかという話だが、基本的には下水道が優先になっており、下水道に入れてから残った分を上水に入れ、余った分は前月または翌月に持っていく。
- 窪之内 ① 不納欠損金についてだが、水道は企業会計なので落とすとそれが経費に入ってくるという問題があり、収支状況に関係するのでなかなか落とせないということだったと思う。それで水道に合わせて下水道も落としたというのはわかるが、これはもともと時効が来て落とさなくてはならない金額があつてそのために落としたと理解していいのか。水道とのバランスで言えば、移転、死亡などにより本来は落とすべきなのに落とさないでいる金額があるのか伺う。
- 赤松事務主任 ② 特別措置債はそれについての利息もかかると思うが、利息も含めて元利償還について後ほど交付税で算入されると理解してよいか伺う。
- 上田主査 ② 元利ともに交付税措置される。
- ① 950 万 9,533 円の消滅事由としては、本来であれば 5 年で時効なので平成 13 年以前のもの。総体的な件数としては居所不明が 53 件、死亡が 9 件、その他が 181 件ということで、平成 8 年からの 13 年までの分があつて落とさなくてはならないことで処理した。
- 窪之内 もう一度確認したい。落とさなくてはならない時効が来た分は平成 18 年度で全部落としきったと理解していいか。
- 赤松事務主任 5 年経過したものはすべて落としている。
- 委員長 他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）以上で認定第 3 号の質疑を終結する。以上で本日の日程は全部終了した。明日は午前 10 時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 13:32